

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月7日（木）午前10時から午前10時45分

2 開催場所 京田辺市コミュニティホール

3 出席委員（22人）

会長	24番	澤田康夫
会長職務代理者	25番	米田五司
	2番	谷村雅昭
	3番	中川陽司
	4番	水山裕司
	5番	小泉辰夫
	6番	森 岳人
	8番	山下明子
	9番	田中和雄
	10番	藤林弘義
	11番	中川利一
	13番	正田文敏
	14番	前川義一
	15番	林 芳文
	16番	石坂 清
	17番	村瀬 梓
	18番	澤井良和
	19番	北尾清晴
	20番	山本邦彦
	21番	河村信行
	22番	下村茂樹
	23番	香村侃彦

4 欠席委員（3人）

1番	上村孝男
7番	川端美恵
12番	森田三彦

5 議事日程

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）
報告第4号 農地法第43条第1項の規定による届出
（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出について）
第1号議案 農地法第5条の規定による許可について
第2号議案 地目変更の届出について
第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (3) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長　迫田　英昭
主査　寒川　悠也

7 会議の概要

迫田事務局長	(農業委員会事務局長 挨拶)
澤田会長	(農業委員会会長 挨拶) ただ今の出席委員さんは、22名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会12月総会を開会いたします。 京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりませんが、私から指名してよろしいでしょうか。
迫田事務局長	(異議なし) ありがとうございます。 それでは、森委員さん、前川委員さん、よろしくお願ひします。
澤田会長	報告第1号、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第18条の規定による通知について。 (番号1番、地域は薪、地目は台帳、現況とともに田、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)
	(番号2番、地域は宮津、地目は台帳、現況とともに田、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)
	(番号3番、地域は大住、地目は台帳、現況とともに田、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)
澤田会長	報告第1号、地元委員さんの説明をお願いします。
地元委員	(番号1番、について。20番委員から説明。)
地元委員	(番号2番、について。6番委員から説明。)
地元委員	(番号3番、について。16番委員から説明。)
澤田会長	報告第1号について、何かご質問、ご意見はございませんか。

	(なし)
澤田会長	報告第1号、受理決定をさせていただきます。
澤田会長	次に、この案件に該当する委員の退室をお願いします。 (該当委員、退室)
澤田会長	報告第2号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について。 (番号1、地域は天王。地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。) (番号2、地域は宮津。地目は台帳、現況ともに畠、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。) 報告第2号の説明は、以上です。
澤田会長	報告第2号、1番から地元委員の説明をお願いします。
地元委員	(番号1について、11番委員から説明)
地元委員	(番号2について、5番委員から説明)
澤田会長	報告第2号について何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
澤田会長	報告第2号について、受理決定をさせていただきます。 退出された委員、お戻りください。 (退室委員、入室)
澤田会長	報告第3号、専決処分による報告(農地法第4条の規定による届出について)、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号、専決処分による報告(農地法第4条の規定による届出について)。 (番号1、地域は草内。地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は共同住宅。場所、受理通知年月日について説明。)

澤田会長	報告第3号、地元委員さんの説明をお願いします。
地元委員	(番号1について、2番委員から説明)
澤田会長	報告第3号について何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
澤田会長	報告第3号、受理決定をさせていただきます。
澤田会長	報告第4号、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第4号、農地法第43条第1項の規定による届出(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出について) (番号1、場所は飯岡、地目は台帳が雑種地、現況が畠。面積、届出人について説明。届出内容は、農作物を栽培する農作物栽培高度化施設の設置。) なお、本件は平成28年に農地転用を許可、現在は雑種地。その許可後、農地法が改正、「農作物栽培高度化施設については、農地のまま建設できる」ようになりました。この改正は、農作物栽培高度化施設を遡及して認めることも示されていることから、今回申請され、受理決定後は地目を畠にし、農地としての課税で引き続き農作物を栽培されます。
澤田会長	報告第4号、地元委員さんの説明をお願いします。
地元委員	(番号1について、25員から説明)
澤田会長	報告第4号について何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
澤田会長	報告第4号、受理決定をさせていただきます。
澤田会長	第1号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	第1号議案、農地法第5条の規定による許可について (番号1について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畠、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は、自己住宅用地。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策、污水、生活雑排水対策について説明。綴喜西部土地改良区については、手続き済み。)

	第1号議案の説明は、以上です。
澤田会長	本日、3班の委員に現地確認をしていただきました。班長の6番委員より報告をお願いします。
班長委員	(第1号議案1番、2番の現地確認について報告)
澤田会長	第1号議案1番、地元委員さん説明をお願いします。
地元委員	(番号1について、14番委員から説明)
地元委員	(番号2について、5番委員から説明)
澤田会長	第1号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。
澤田会長	(なし)
澤田会長	ご異議等ございませんか。
	(異議なし)
澤田会長	異議等がないようですので、第1号議案、受理決定をさせていただきます。
澤田会長	続きまして、第2号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第2号議案、地目変更の届出について (番号1について、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人、届出内容は、水が不便のため畑としたい。) (番号2について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人、届出内容は、畑として利用したい。)
澤田会長	第2号議案、地元委員の説明をお願いいたします。
地元委員	(番号1について、6番委員から説明)
地元委員	(番号2について、2番委員から説明)
澤田会長	第2号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
澤田会長	ご異議等はございませんか。

	(異議なし)
澤田会長	異議等がないようですので、第2号議案、受理決定をさせていただきます。
澤田会長	第3号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>第3号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。</p> <p>(番号1番、地域は田辺。地目は台帳、現況ともに畠、面積、相続人について説明。耕作状況は、耕作されていると確認。)</p> <p>(番号2番、地域は興戸。地目は台帳、現況ともに田、面積、相続人について説明。耕作状況は、耕作されていると確認。)</p> <p>(番号3番、地域は興戸。地目は台帳、現況ともに田、面積、相続人について説明。耕作状況は、耕作されていると確認。)</p> <p>(番号4番、地域は大住。地目は台帳、現況ともに田、面積、相続人について説明。耕作状況は、耕作されていると確認。)</p>
澤田会長	第3号議案、地元委員さんの説明をお願いします。
地元委員	(番号1について、22番委員から説明)
地元委員	(番号2、番号3について、19番委員から説明)
地元委員	(番号4について、15番委員から説明)
澤田会長	<p>第3号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	異議等がないようですので、第2号議案、受理決定をさせていただきます。
澤田会長	<p>それでは本日の審議、ありがとうございました。</p> <p>以上で総会は終わります。</p> <p>慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>